

会 議 結 果

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会
日 時 平成 28 年 3 月 18 日（金）午後 1 時 30 分から～午後 3 時 05 分
場 所 厚木商工会議所 3 階中会議室 303 号室
出席者 【構成員】
厚木市 5 人（1 人欠席）
愛川町 3 人
清川村 2 人（1 人欠席）
【組 合】
事務局 5 人

【会議概要】

- 1 開 会
- 2 あいさつ 会長
- 3 案 件

（１）平成 27 年度組合事業の執行状況について【資料 1】【資料 2】

事 務 局） 資料 1 及び資料 2 に基づき説明

【質疑等】

委 員） 資料 2 の 4 ページ 8 建設予定地のところに緑地（災害廃棄物一時保管場所）の記載がありますが、今後、東日本大震災のような災害が起きた場合には、この災害廃棄物を置くことを想定していますか。

事 務 局） 3.8 ヘクタールの緑地と表示した場所は、組合の構成市町村で発生した災害廃棄物を分別し、新ごみ処理施設で焼却処理する可燃物のうち、ごみピットに収容しきれない廃棄物を置く場所として整備するものです。

委 員） 委員として最後の会議になりますので、税金の無駄遣いに加担したと言われたいよう発言をします。

まず、候補地選定についてお話しします。平成 19 年から厚木市の候補地再検討委員会で金田を建設候補地としましたが、この用地選定の際には 3 ヘクタール以上の土地を確保する条件で選定を行っています。その後、平成 23 年の経営会議で金田は用地単価が高いため、現環境センターの敷地も含めることで、1.8 ヘクタールに縮小して新施設の敷地とすることで金田を候補地に決定しています。用地取得費用も考慮して金田を候補地に決定したのですが、現在では 5.6 ヘクタールに拡張することになっています。また、金田は平坦

地であるため、造成費用が縮減できることが選定理由になっておりますが、現段階では、浸水想定区域であるため嵩上げが必要となっております。これらの点で候補地選定根拠が破綻しています。さらに、河川保全区域の規制があり建設に制約があるため、敷地を有効に使えない場所もあります。「過ちで改めざる、是を過ちという。」と言われるように、過ちは改めなければならないと思いますので、候補地を見直すべきであると思います。

次に、完成時期が遅れる理由として特別高圧配電線を引くために時間が掛かるということもあるのではないかと思います。例えば、森の里地区は現在造成工事を進めていますが、この場所は工業地域であり特別高圧配電線もメガソーラーも近くにあつて、適地であると思いますので、このような場所を候補地としないのは、ごり押ししている感じがします。

次に、災害時のがれき置き場の件ですが、地価の高い現焼却場の隣接地の 3.8 ヘクタールを確保する経済的な理由は無いと思います。集めてもどうせ即座に燃やすことはできないのですから、地価の安い金田以外の場所に広い土地を確保して建設候補地とするべきだと思います。

次に、建設費が約 200 億円となっておりますが、この数字は本当なのでしょうか。当初、熔融式の 3 炉構成で約 200 億円としていたと思います。建設事例として、相模原南清掃工場の熔融式の 3 炉構成では、建設費が約 200 億円となっております。平塚市では、流動床式 3 炉構成で建設しています。秦野・伊勢原ではストーカ式 2 炉構成で当組合の計画に近いのですが、この建設費が 100 億円程度となっております。これらの事例と比較して組合の 200 億円は高いと感じますが、本当に見積られたのでしょうか。

次に、焼却方式の件ですが、平成 19 年ごろから熔融機能を備えた焼却炉の欠点が言われていたにもかかわらず、昨年 3 月まで施設組合は熔融式焼却炉の方針を見直すことなく熔融式に固執してきました。その後、焼却方式を変更して焼却灰資源化に舵を切っています。その結果、清川村の最終処分場は不要になり、中間処理施設の稼働は、当初、平成 24 年稼働予定であったものが既に遅れて平成 32 年という話が出て、今回の計画では更に 5 年延長して平成 37 年稼働となっております。組合は平成 19 年以降 8 年間、成果を出していないので仕事をしてこなかったに等しいのです。また、平成 16 年の設立から既に 10 年が経過しており、議会もある大層な組織でありながら成果が出ていないということは、欠陥組織であり運営にも問題があると思います。その結果には、誰も責任を取らないで、その結果を金田に押し付けるというのは理不尽ではないかと思います。

次に、ダイオキシン規制の話をしてします。計画では、法規制値が 0.1 ng-TEQ/m³N であるところを、自主規制値が 0.05 ng-TEQ/m³N としていますが、以前金田地区に回覧された文書で他市の例として、実測値 0.00019 ng-TEQ/m³N が示されていました。計画の自主規制値と回覧に示された値とは 100 倍程度の相違があります。また、現施設

は旧基準で運転されていますが、その実測値は新基準の 0.1 ng-TEQ/m³N を超えていることがあります。このことから、新施設は大げさに言うほど環境にやさしい施設ではないということになります。このダイオキシンの実測は年2回行っていますが、運転が安定したときの結果なのだろうと思います。恐らく、バグフィルターを交換した後などの結果であると思います。バグフィルターは時間の経過とともに効果が低下しますが、そうした時の測定値は出していないと考えられます。仮に実測値が基準を超えていても、再度測定して安定したときの値を発表しているのではないかと、不信感を持たれています。最近、ダイオキシンの連続分析が可能な機器が開発されているので、新施設を作るのであれば常時監視するべきであると思います。

事務局) 建設予定地の再検討については、組合は厚木市の用地選定作業の後に計画策定作業を進めていますので、コメントは控えさせていただきます。

次に、特別高圧配電線の件ですが、組合の新施設は高効率ごみ発電施設として位置付けていますが、最近のごみ処理施設は火力発電所と同様に高率な発電機能を持った施設を作る必要があります、鉄塔を伴う特別高圧配電線を必要としますので、この設置を行うものです。

次に、災害廃棄物一時保管場所についてですが、廃棄物処理施設として建設するため、このような表現にしていますが、大規模災害は数十年に1度の頻度なので、平常時は緑地として使用する位置づけで整備を進めております。

次に、建設費が高いとの御指摘ですが、プラントメーカーにアンケートを取ったストーカ式焼却炉建設費の平均値を基に算出しています。この建設費の試算は、プラントメーカー以外では実施できないため、アンケートに頼る以外に建設費を算出する方法はありません。近隣他市の建設費用の実績より高い結果となっている理由は、オリンピックを控えて建設費が高騰しているためと考えますが、平成37年度ごろになれば建設費が下がるのかというと、一旦高騰した建設工事費は容易に下がらないと考えております。

次に、建設スケジュールの件ですが、環境影響評価等の法的手続きに要する期間や標準的な工期を踏まえて新施設の稼働開始時期を精査したものであり、今後は、事業を推進する上で常に課題を意識して、可能なものは少しでもスケジュールを短縮するよう努力して進めてまいります。

最後にダイオキシンの関係ですが、厚木市が回覧でお示した 0.00019 ng-TEQ/m³N は、最近建設された施設の実測値であり、現計画の施設もこの程度の実測値になると考えています。組合の自主規制値が回覧の値よりもはるかに大きいとの御指摘ですが、自主規制値は、法規制値と同等の効力を持たせておりますので、この値を超えた場合は炉の運転を停止し、原因を調査して必要な措置を行うということになるという位置付けのものです。このため、通常の安定運転状態では回覧で示された値である 0.00019 ng-TEQ/m³N 程度の排出で運転が可能であるものと考えております。

委員) 資料2の2ページの5 資源循環・エネルギー利用に優れた施設に、施設から発生する熱エネルギーを効率よく利用すると記載されており、そのページの下の9 地域の防災の拠点となる施設には、電力や熱を利用した地域住民の避難場所としての機能と記載されていますが、どちらの表現が正しいのでしょうか。

事務局) 電力は熱エネルギーをもとに発電をした結果発生するものであり、どちらの表現も正しいものです。

委員) 私が言いたいのは、20年ぐらい前のごみ発電が盛んになった時期に、ごみを燃やして発電したり、ごみをペレットにして発電に利用したりしましたが全て失敗しているということです。その失敗の原因は合成樹脂を燃やした結果発生するガスで発電用機器が壊れたり、合成樹脂を分離したためにカロリーが不足して十分な発電ができなくなったりしたということです。こうした過去の経験がありますので、事業実施に当たっては注意していただきたいと思います。要するに、ごみ発電は熱利用よりも難しいということです。

次に、発生した灰はどのように処理するのか伺います。

事務局) 灰は外部委託でセメントや砂として全量資源化する計画です。

委員) ダイオキシンについて伺います。ダイオキシンは300度から400度の温度領域を通過する際に発生するため、発生抑制のために24時間連続運転にするべきであるとされていますが、この施設は連続運転ですか。

事務局) 現在の施設は全て24時間連続運転になっています。

委員) それなら、ダイオキシンの問題はないと思います。

事務局) 発電の関係についてもう少し説明させて下さい。焼却施設はごみを燃やすと熱が発生しその熱を逃がさないと炉内温度が上がり過ぎてしまいます。炉を冷却するためにボイラーの水に熱が伝わって蒸気が発生し、これを使ってタービンを回して発電します。先ほどペレットというお話が出ていましたが、ペレットとして利用する計画ではありませんので御承知おきください。

委員) 資料には記載がありませんが、用地費はどの程度でしょうか。次に、稼働後の年間ランニングコストはどの程度でしょうか。また、検討委員会はそれらの費用を承知した上で事業を進めることで一致しているのでしょうか。

事務局) ランニングコストは、現在の厚木市環境センターと比較すると新施設の方が少ない費用になると考えております。DBO方式で事業を行うため、安定した維持管理が期待できるとともにランニングコストを低減できるものと考えておりますが、現段階では施設の詳細が決定していませんので、どの部分にどの程度の費用が掛かるかが算定できないため、ランニングコストの公表はしていません。来年度以降、施設の基本設計を行うなかで詳細を決定するとともにランニングコストの算定も行っていく予定です。

用地費については、デリケートな部分があるとともに、用地買収はかなり先の予定です

ので、現時点でのコメントは控えさせていただきます。

委員) 清川村の最終処分場の例では建設費が当初計画の倍になっていましたが、最終的には施設を作らないことになりました。中間処理場は中止にすることはできないのですから、市町村の負担がどれだけ増えるのかが分からないわけです。全体費用がはっきりしないようでは、今後の費用負担が明確にならないので判断ができないと思います。この場で私たちが意見を出しても、事業の方向を変えることはできません。私たち委員は各市町村に戻って議員に必要な情報を伝えるなどして、事業の方向を導く役割を担っていると思います。今の説明では、これ以上議論しても全体費用は明らかにならないということですね。

事務局) 組合には各構成市町村議会から選出された議員で構成する組合議会がありまして、必要な情報はその組合議会にお伝えしております。組合議会の承認が得られれば、その費用は各構成市町村の負担になるという流れになっています。

委員) それならこの懇話会は要らないのではないのでしょうか。

委員) さがみ縦貫道の買収単価を基にして計算すると 25 億円程度になります。他の場所を建設地にすれば、この費用の 1/10 程度の用地費で済みますから、候補地見直しをするべきだと陳情を出したのですが、議員も勉強不足でそのような感覚が無いようです。このため、私がこの場で何も言わなければ税金の無駄遣いに加担することになるので、そのことを言っているのです。

委員) 結局 3 つの質問には答えていないので、全体の費用が明確にならないままに事業が進められることになります。清川村は事業を中止した最終処分場用地を既已取得していますが、そのことも資料には出ていません。最終処分場の整備地の順番から言うと、次の最終処分場は愛川町になるのですが、記載されていなければ分からないまま、決められていってしまいますので、この懇話会の存在意義がなくなってしまいます。清川村にとっては、ごみ処理費用だけでかなり大きな負担になってしまいます。要するに、先が見えない状態で進めてよいのかどうかということです。答えられないのでしょうか。

委員) 答えになるかどうか分かりませんが、なぜ厚木市、愛川町及び清川村でごみの共同処理を目指すのかというと、各自治体が個別にごみ処理施設を持つと莫大なコストが掛かってしまうからです。コスト低減のために、共同の処理施設を作ることが日本全体の考え方なのです。質問の趣旨とは少し異なると思いますが、このような趣旨に基づいて新施設を合同で作るということで進んでいるのです。おっしゃるように、もっと安い土地があるとか、色々な要素があるかもしれませんが、基本的には日本全国どこでも広域処理の考えでごみ処理の事業が進んでいるわけです。この考えで近隣の秦野市と伊勢原市は合同で中間処理施設を作ったのです。また、この合同処理の方向は、日本全体が人口減少になっていることも考慮して作られた方策です。

委員) 私が言いたいのは、全体コストが分からないような事業を議会で議員が審議したとして

も住民から見れば、それでいいのかなという疑問を持つということです。

委員長) いずれにしても、ごみ処理施設建設は多額の費用を要する事業ですので、今後計画を進める中で詳細が明確になった時点で必要費用を改めて報告していただくようお願いするということでどうでしょうか。

委員) 事業費全体が明らかにならないということは、事業を進める中で、地元要望に基づく各種事業が出てくるとも予想されますが、そうしたことを討論する土台が無くなってしまっていると思います。

委員長) 建設候補地を変えることになれば、稼働開始はいつになるか分からなくなってしまいます。こうなった場合に困るのは各構成市町村ですので、そんなことにならないよう、よろしくお願いしたいと思います。

委員) 環境影響調査では、大気、水、交通等に与える影響を総合的に評価すると理解してよろしいでしょうか。

事務局) そのとおりです。施設を作ることによってどのような影響が出るのかを評価し、問題があれば改善するよう指導を受けるということです。

委員) 私は、この新ごみ処理施設は早期に完成させて円滑に稼働することが全構成市町村の住民のためになるという考えです。しかし、構成市町村のごみが全て金田に集まってくるので、金田の住民の皆様には御苦労をお掛けすると思います。そこで、中立的な立場で環境影響評価を行う必要があると思いますが、環境影響評価の評価者の選定はどのように行われるのでしょうか。

事務局) 環境影響評価は、神奈川県条例に基づく事業として、評価は神奈川県が学識経験者等を選定して構成している委員会がありまして、この委員会で評価されます。

委員) 新中間処理施設からは、環境に影響を与えるほどの有害な物質の排出はないと考えていますが、3市町村のごみ収集車両が金田に集中してくるために交通環境に与える影響が最も大きく現れると思っています。このため、交通環境への悪影響があるのではないかと考えますが、この評価は厳密に行われるのでしょうか。

事務局) 現時点で分かっていることをお話しますが、既に愛川町と清川村のごみは金田の環境センターに搬入されておりますので、収集車両の台数は新施設が完成しても同じ台数ということになります。収集車の排気ガスについては、電動自動車やハイブリッド車等の導入事例もありますので、組合から構成市町村にそのような車両を導入するよう要請することは可能です。

委員) 収集車の台数は変わらないということが、理解できませんのでもう少し説明していただけますか。

委員) 愛川町と清川村のごみは既に金田の環境センターで処理しているのです。

委員) そうなのですか、分かりました。

委 員) 剪定枝や粗大ごみはどうなるのでしょうか。

事 務 局) 剪定枝は各構成市町村で資源化しています。愛川町の粗大ごみ処理は現在、愛川町美化プラントで処理していますが、新施設完成後には組合で処理することになります。

委 員 長) 厚木市のごみ対策協議会では、厚木市全体のごみ量の削減を図ろうと活動しておりますが、ごみを削減することで収集車の台数も減ってくると思います。こうした動きもありますので報告いたします。

委 員) 資料2の3ページの6 公害防止計画の表の下に「煙突の高さは 59mと計画しております」と記載されています。現環境センターの煙突も 59mなのですが、この設定根拠として、圧迫感や景観に与える影響を軽減するためとの検討委員会の議事録が残っています。しかし、地元に住む者としては、この低い煙突が気になっています。例えば風が上空から下向きに吹くダウンバーストの際に煙が自分の方に向かってくるのが感じられます。臭い等はないのですが、有害物質が自分の方に向かってきていると感じます。恐らく、景観や圧迫感のことを言う方は、焼却場の直近に住んだことがない人ではないかと思います。この住んだ経験がない人たちが審議した結果、このような低い煙突に決めていると思います。周辺に民家が無い工業地帯等に建設するのであれば低い煙突も良いと思います。ちなみに、東京都ではほとんどの焼却場が 100mの煙突を設置しています。最近建設した相模原南清掃工場は 100m、平塚や秦野伊勢原は 80mです。低い煙突を設定するのは、住民の気持ちや安全を全く考えていない人たちが検討委員会をやっているのではないかと思います。煙突は高ければ高いほど拡散効果が期待できますので、圧迫感や景観は優先順位が低く、より高い煙突を選択するべきだと思います。

委 員 長) 資料1、資料2に関してほかに御意見等ございますか。

ないようですので、資料3の説明をお願いします。

事 務 局) 資料3に基づき厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の概要について説明

【質疑等】

委 員) 9ページ(6)ア 中間処理施設に「大規模災害が発生しても稼働停止することなく」との記載がありますが、東日本大震災のようなマグニチュード9クラスの地震が発生した場合、宮ヶ瀬ダムが決壊が予想されます。このような想定外の災害の際に新施設はどうなるのかが気になりますので、このことについて事務局としてコメントがあれば聞かせてください。

事 務 局) 大規模災害に関する検討は、来年度以降、施設の基本設計をする中で施設の安全性等詳細な検討に入る予定ですので、安全安心な施設作りに努めてまいります。

事 務 局) 国が管理する宮ヶ瀬ダムについては、市町村レベルではどうにもならないので、想定外を視野に入れて適正に管理するよう国に要請するべきだと思います。

委 員) 同じページのところでお聞きます。「電力や熱を利用した地域住民の避難所としての機能を持たせる」との記載がありますが、この地域住民はどの範囲の住民を対象にしているのでしょうか。この施設では会議室1室を避難所にする程度の余裕しかないと思いますが、会議室1つくらいでどの程度の人数を収容できるのか、良いことが書いてあるのですが現実的ではないような気がします。

事 務 局) 施設が完成した段階で避難所としてどのように活用できるのか検討していきたいと思います。避難所を作るのではないので現段階では、避難所として活用できるという御理解をいただきたいと思いますが、ごみ焼却で発生した電力や熱を利用できる点でメリットがあるということです。

委 員 長) 厚木市の危機管理課では土砂災害危険箇所マップを作って各家庭に配布する予定です。水害に関するマップも今後順次作成する予定ですので御承知おきいただければと思います。ほかになれば資料4の説明をお願いいたします。

事 務 局) 資料4-1に基づき厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設整備基本計画(案)パブリック・コメント実施結果について説明

資料4-2に基づき厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改訂(案)パブリック・コメント実施結果について説明

委 員 長) この件に関して御質問等ありましたらお出してください。
ないようですので、その他に移ります。事務局から何かございますか。

4 その他

事 務 局) 今年度最後の懇話会になりまして、このメンバーでの会議は最後ということになります。今後とも、的確な情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 閉 会 副会長

平成 2 7 年度 第 3 回厚木愛甲環境施設組合事業懇話会次第

日 時 平成 28 年 3 月 18 日（金）
午後 1 時 30 分から
会 場 厚木商工会議所 3 階
中会議室 303 号室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

○平成 27 年度組合事業の執行状況について

4 その他

5 閉 会

平成 27 年度組合事業の執行状況について

1 議会関係

月 日	会 議	内 容
8 月 10 日 (月)	組合議会運営委員会	定例会の諮問 ほか
8 月 20 日 (木)	組合議会全員協議会	議案等の説明 最終処分場施設整備事業について ごみ中間処理施設整備事業について
8 月 26 日 (水)	平成 27 年組合議会 第 2 回定例会	一般質問 ・ 3 名 議案等の審議 ・ 平成 26 年度組合会計継続費清算報告 ・ 平成 26 年度組合会計歳入歳出決算 ・ 監査委員の選任
11 月 12 日 (木)	議員先進事例視察	富士山エコパーク焼却センター（御殿場市） 組合議員 12 人参加
2 月 26 日 (金)	組合議会臨時全員協議会	・ 広域化実施計画改定案及びごみ中間処理施設 整備基本計画案に係るパブリックコメントの結 果について ・ 最終処分場施設整備事業の方針変更に伴う対 応について
2 月 26 日 (金)	組合議会運営委員会	定例会の諮問 ほか
3 月 22 日 (火)	組合議会全員協議会	議案等の説明
3 月 28 日 (月)	平成 28 年組合議会 第 1 回定例会	(議案) ・ 平成 27 年度組合会計補正予算（第 1 号） ・ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理 等に関する条例 ・ 平成 28 年度組合会計予算 ・ 監査委員の選任

2 監査関係

月 日	名 称	内 容
毎月実施 4月～3月	出納検査	平成27年3月～平成28年2月分までの出納状況
7月9日 (木)	決算審査	平成26年度決算
2月25日 (木)	定期監査	平成27年度財務に関する事務の状況

3 構成市町村との連絡調整

厚木愛甲環境施設組合及び構成市町村が広域的なごみ処理の円滑な推進のため連絡調整会議部課長会議を年4回、副市町村長会議を年4回開催しました。

4 情報提供関係

月 日	名 称	内 容
1月1日 (金)	構成市町村広報紙 への掲載	厚木愛甲環境施設組合パブリックコメント 厚木市 1月 1日号 愛川町 1月 1日号 清川村 1月 1日号
随 時	ホームページ	組合事業計画、組合会計予算・決算、 組合定期監査結果、組合事業懇話会、 組合議会、組合人事行政運営等状況、 ごみ中間処理施設整備検討委員会開催のお知らせ 及び会議結果報告、 パブリックコメント実施及び結果報告、 地元説明会概要など

5 事業懇話会関係

月 日	内 容
9月25日 (金)	・副会長の選出について ・厚木愛甲環境施設組合の概要について ・施設整備計画及び進捗状況について ・平成27年度組合事業について 出席者9人

月 日	内 容
11 月 27 日 (金)	施設見学 彩の国資源循環工場 ツネイシカムテックス埼玉(株) (株)アイル・クリーンテック 出席者 7 人

6 施設整備に係る事業

事業名	内 容
ごみ中間処理施設整備基本計画策 定業務	ごみ中間処理施設整備基本計画の策定
循環型社会形成推進地域計画等策 定業務委託	国の交付金を受けるための諸施策を計画した地 域計画と、計画の基礎となる厚木愛甲地域ごみ処 理広域化実施計画の策定及び改訂

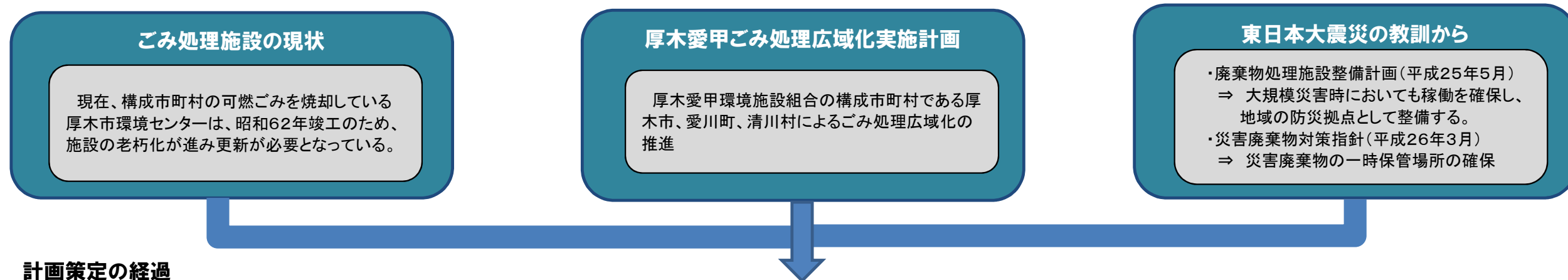
◇ ごみ中間処理施設整備基本計画について

1 計画策定の目的

27.12.20

本計画は、現在のごみ処理施設の現状を踏まえ、新たなごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を整備することで厚木愛甲環境施設組合の構成市町村(厚木市、愛川町、清川村)によるごみ処理広域化を実現するため策定したものです。また、計画策定に当たっては、東日本大震災の教訓から大規模災害に備えた機能を持つ施設としています。

2 計画策定の背景



3 計画策定の経過

平成10年 3月	神奈川県ごみ処理広域化計画 ごみ処理施設の整備は、市町村が単独で整備するよりも集約した方が、建設費、維持管理費の負担を軽減できる。(スケールメリット) ～神奈川県を9つのブロックに区割り 厚木市は、厚木市・愛川町・清川村の厚木愛甲ブロックへ
平成15年11月	3市町村による「一般廃棄物(ごみ)の共同処理に関する合意書」 3市町村によるごみ処理広域化を前提に一部事務組合設立を決定。広域処理施設の配置については、ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設は厚木市に、最終処分場は清川村(次期は愛川町)に決定
平成16年 4月	厚木愛甲環境施設組合設立
平成17年 6月	ごみ中間処理施設建設候補地(棚沢)を公表
平成19年11月	ごみ中間処理施設建設候補地の再検討を決定
平成20年 3月	厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画策定 ～ごみ中間処理施設、最終処分場を平成32年稼働目標
平成24年 3月	ごみ中間処理施設候補地(金田)の説明会を開催
平成25年11月	ごみ中間処理施設建設候補地(金田)を決定〔面積約1.8ヘクタール〕 基本協定書締結
平成26年 2月	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会設置
平成26年 9月	県立相模三川公園整備予定地の堤内地(面積約3.8ヘクタール)については、ごみ中間処理施設の整備に合わせて活用することで県と調整
平成27年 8月	県立相模三川公園の堤内地予定地(面積約3.8ヘクタール)については、日常的には緑地とし、大規模災害時には災害廃棄物一時保管場所として、新ごみ中間処理施設と合わせて一体的に厚木愛甲環境施設組合が整備することとなる。(建設候補地の面積変更約1.8ヘクタールから5.6ヘクタールへ)
平成27年11月	第6回厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会において、ごみ中間処理施設基本計画素案を策定
平成28年 1月	パブリックコメント実施(予定)

ごみ中間処理施設整備基本計画策定

4 施設整備の基本方針

平成19年3月に策定した「中間処理施設整備基本構想」にある8つの基本方針を引き継ぎ、安心して安全な周辺環境の保全に配慮した施設整備を目指します。

なお、東日本大震災の教訓から、今回策定する基本計画には、9の「地域の防災拠点となる施設」を追加いたしました。

1 環境にやさしい施設

ダイオキシン類をはじめとする環境汚染物質の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設とします。

2 安全に配慮した施設

施設周辺住民が安心して生活できる安全な施設とするとともに、ごみ処理における蓄積された技術を反映させて、万全な安全対策を講じた施設とします。
また、地震等の自然災害に強く、労働災害にも配慮した施設とします。

3 安全稼働に優れた施設

維持管理が容易で、耐久性に優れ、トラブルがなく連続運転できる施設とします。
また、ごみを安定かつ確実に処理するとともに、広範なごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応できる施設とします。

4 処理性能に優れた施設

最新のごみ処理技術を取り入れた、処理性能に優れた施設とします。

5 資源循環・エネルギー利用に優れた施設

資源となるものは可能な限り回収し、再生利用するとともに、施設から発生する熱エネルギーを効率よく有効に利用することで、資源循環型社会の一翼を担う施設とします。

6 経済性に優れた施設

ごみ排出量の抑制及び資源再利用の視点に立った適正規模の施設整備を進めるとともに、施設の処理性能を保持し、環境面、安全面に十分配慮した上で、合理的でコンパクトな設備とし、建設費及び維持管理費を節減した施設とします。

7 周辺環境と調和する施設

建物の形状や色彩及び周辺環境の緑化に十分配慮するなど、周辺環境との調和を大切にするとともに、施設稼働に関する情報を提供し、地域とともに歩む開かれた施設とします。

8 住民に愛される施設

ごみ処理の過程を分かりやすく見学できるような学習スペース等を確保し、住民が集い、学び、ふれあうことのできる機能等を導入することで、住民に愛される施設とします。

9 地域の防災拠点となる施設

大規模災害時にも稼働を停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難場所としての機能を持たせるとともに、構成市町村の復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物を円滑に処理する災害廃棄物一時保管場所の機能を備えた防災拠点となる施設とします。

5 新施設の施設規模

施設の規模は環境省の通知「廃棄物処理施設整備国庫補助金交付要綱の取り扱いについて」を踏まえ、新施設稼働開始7年以内で、年間処理量が最大となる年度のごみ処理量を基準とすることとされております。

ついては、この基本計画の中では稼働年度は平成37年度となっておりますことから、7年後の平成43年度までの年間処理量を人口と排出原単位(1人1日当たりのごみ排出量)をもとに予測し、その結果、年間処理量が最大となる平成37年度を基準としました。結果は下表のとおりです。

項 目 / 施 設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
基準となる年度	平成 37 年度	平成 37 年度
基準となる年度の処理量	66, 448 t	3, 791 t
施設規模 (処理量)	273 t / 日	20 t / 日

※ 新施設の規模は、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設とも災害廃棄物分10%を上乗せしてあります。
※ 現環境センターの規模:ごみ焼却施設327t/日、粗大ごみ処理施設50t/日

《新施設の稼働開始から7年間におけるごみ排出量の推移》 (単位t・人)

年目	年度	焼却ごみ	粗大ごみ・燃えないごみ	ごみ処理区域人口	備 考
1	H37	66, 448	3, 791	269, 323	基準となる年度 ;
2	38	66, 439	3, 788	269, 286	
3	39	66, 430	3, 788	269, 248	
4	40	66, 423	3, 785	269, 211	
5	41	66, 412	3, 784	269, 175	
6	42	66, 404	3, 784	269, 139	
7	43	66, 396	3, 781	269, 104	

※ 人口は、自治体の総合計画における目標値と人口減少社会の到来を考慮し、微減していくものと予測しました。
※ 排出原単位は、構成市町村ヒアリング結果により、平成32年度以降、ほぼ横ばいに推移するものと予測しました。
※ 「燃えないごみ・粗大ごみ」は、ガラス・陶器類を除いたものです。

(参考) 構成市町村のごみ量と人口の比較(平成26年度と平成37年度との比較)

区 分	平成26年度	平成37年度	増 減
焼却ごみ	68, 554	66, 448	-2, 106 -3.1%
粗大ごみ・燃えないごみ	4, 118	3, 791	-327 -7.9%
ごみ処理区域人口	269, 817	269, 323	-494 -0.2%

6 公害防止計画

(1)排ガスの基準
各項目とも法規制値より厳しい自主規制値をもって、自ら監視してまいります。

項 目	法規制値	自主規制値
ばいじん	0.04 g/m³N 以下	0.01 g/m³N 以下
硫黄酸化物	828 ppm 以下 ※K値 11.5	50 ppm 以下
塩化水素	430 ppm 以下	30 ppm 以下
窒素酸化物	250 ppm 以下	50 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m³N 以下	0.05 ng-TEQ/m³N 以下
水銀	——	0.05 mg/m³N 以下
一酸化炭素 (4時間平均)	100 ppm 以下	30 ppm 以下

※煙突の高さは59mと計画しております。

(2)排水の基準
厚木市の下水道条例基準値以下とします。

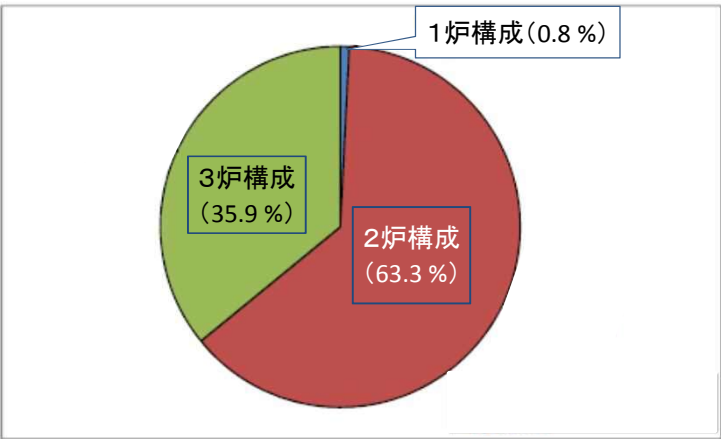
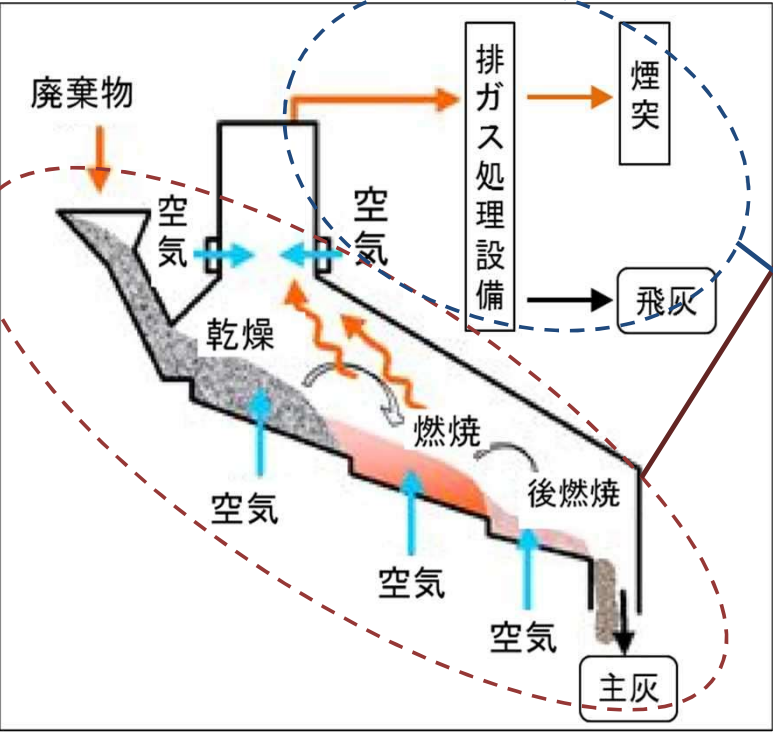
(3)騒音振動の基準
神奈川県生活環境の保全等に関する条例における基準値以下とします。

(4)臭気の基準
厚木市の臭気指数規制値以下とします。

7 ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設）整備計画

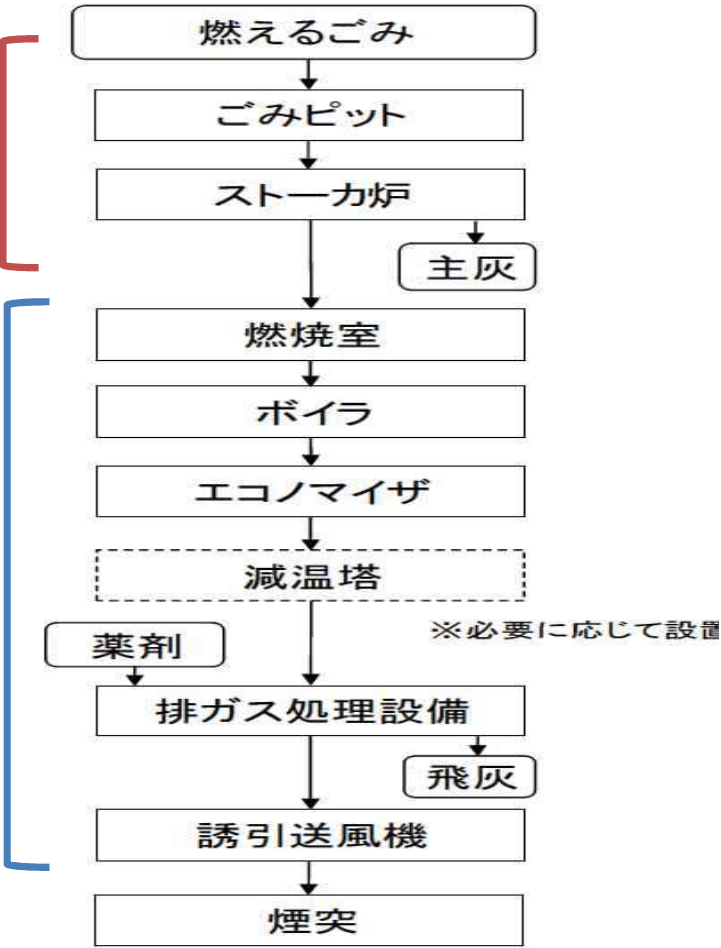
(1)焼却方式
新施設には溶融施設を設置せず、民間委託により焼却残渣を全量資源化する方針としましたことから、焼却炉は資源化に適しているストーカ方式を採用します。
なお、炉数の設定については、2炉と3炉を比較し、運転や維持管理費面で優れ、1炉当たりの規模が大きく発電効率の面でも優れている2炉構成としました。

《ストーカ式焼却炉の略図》



201t～300t/日規模の施設における炉構成割合
(全国128施設を対象)

(2)基本処理フロー



【主灰】
ストーカ式焼却炉における、ごみを焼却した際、炉の底部から排出される燃え殻

【飛灰】
焼却時に排ガスに混じったもので、排ガス処理設備により捕集された「ばいじん」の総称

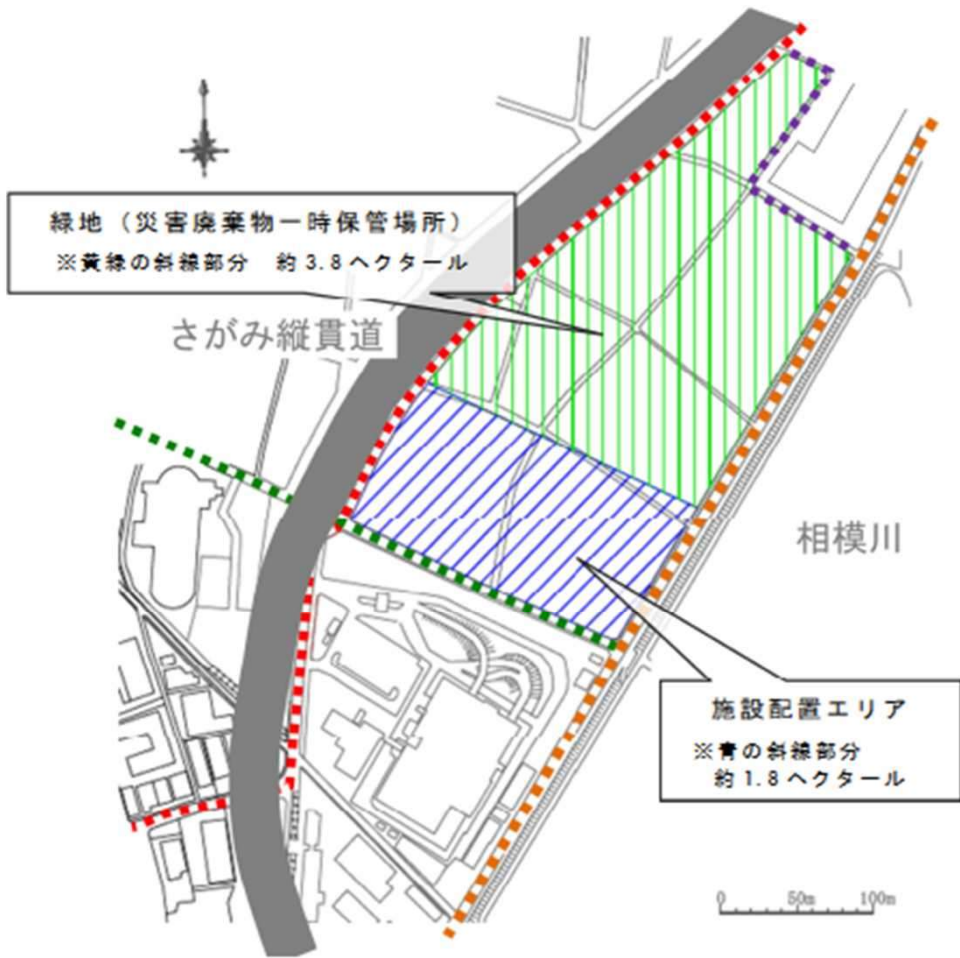
(3)ごみピット容量

施設規模	273 t/日	ごみピットの容量 (m³)
必要貯留日数	7 日	9,950 m³
単位容積重量	0.1922 t / m³	(273×7÷0.1922=9,942.76 ⇒9,950)

8 建設予定地

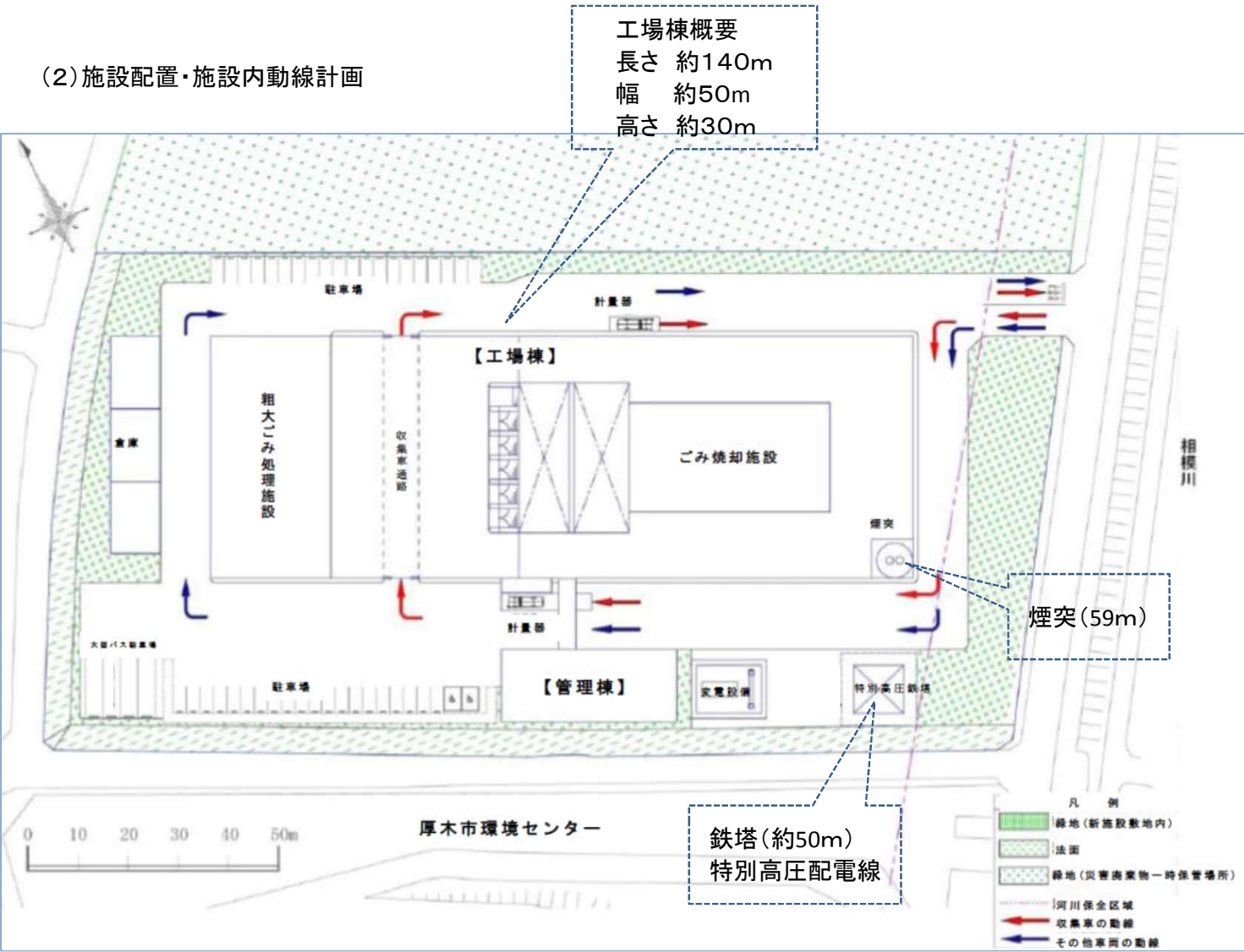
(1)建設予定地の用途概要

新施設の施設配置エリアは、敷地南部の約1.8ヘクタールを基本とします。
また、敷地配置エリアの北側部分約3.8ヘクタールは、緑地として整備するとともに構成市町村の大規模災害に備えた災害廃棄物一時保管場所として位置づけ、一体的に整備します。
なお、保管する災害廃棄物は一次的には、構成市町村に仮置きされ、その後分別された燃えるごみになります。



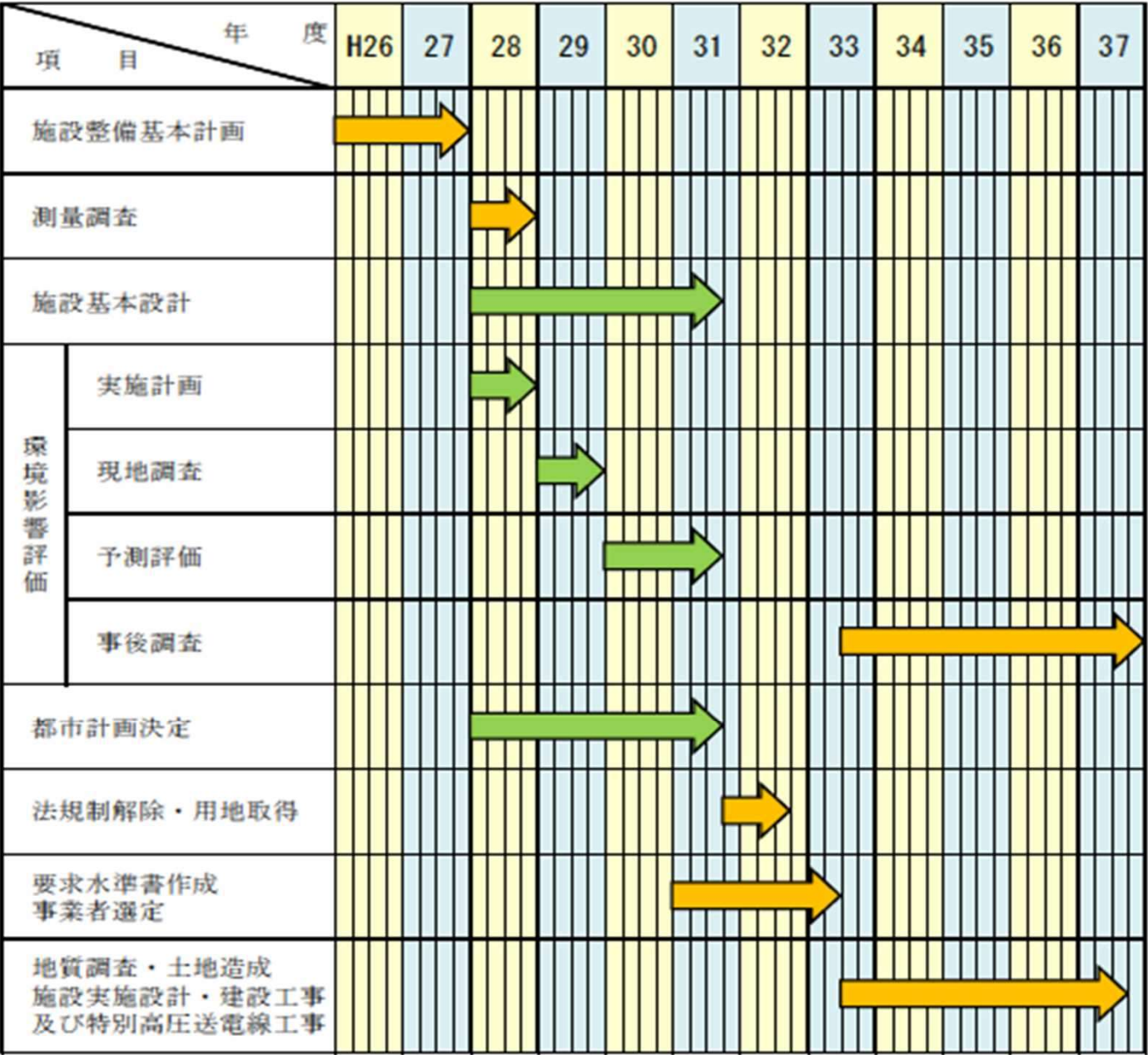
- 【凡例】
- 市道 B-61 号線、市道 B58 号線、及び市道 B-56 号線
 - 市道 B-31 号線
 - 市道 B-607 号線
 - 市道 B-1 号線（相模川右岸堤防道路）

(2)施設配置・施設内動線計画



※国の廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）に基づき、浸水対策のため敷地は2mかさ上げします。
※車両の出入口は周辺環境に配慮し堤防道路側としました。

9 新施設の整備スケジュール

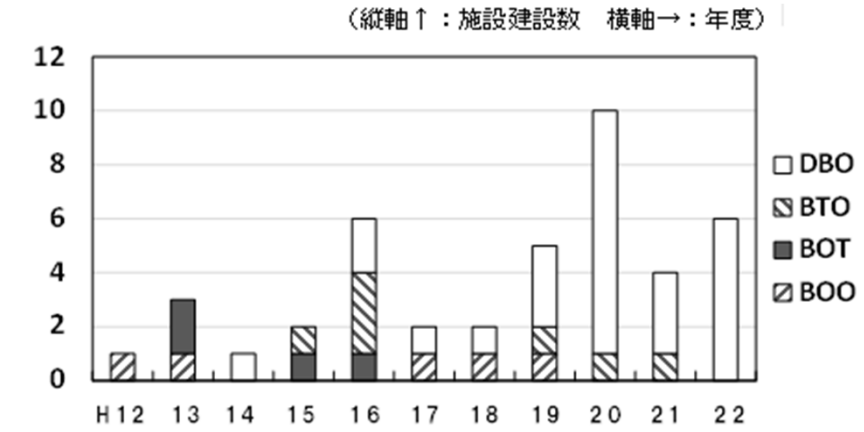


※特別高圧送電線工事及び本体工事については、可能な限り工期の短縮に努めます。

10 施設の整備・運営・維持管理計画

ごみ中間処理施設整備検討委員会の検討の結果、公共が資金調達し、公共の施設として民間企業が施設の設計・建設、維持管理を一括して行うDBO方式(Design-Build-Operate)を採用することとしました。

〈全国自治体の事業方式採用の推移〉



※出典：PFI/PPP推進協議会「廃棄物処理施設官民連携推進部会調査報告書2010」
※DBM方式は、H22年度まで件数なし。

11 施設建設費試算額（税抜き）及び財源

(単位：千円)

区 分	施設建設費	財 源		
		交付金	起 債	一般財源
ごみ焼却施設	18,818,000	6,586,300	10,443,990	1,787,710
粗大ごみ処理施設	2,090,000	627,000	1,285,350	177,650
合 計	20,908,000	7,213,300	11,729,340	1,965,360

※施設建設費はプラントメーカーアンケートの結果を基に試算したものです。
※施設整備に係る計画支援事業費及び用地費は含まれていません。
※交付金は循環型社会形成推進交付金で、交付率は通常1/3ですが、高効率発電施設の部分は1/2となります。
※起債の上限は、交付金(交付金の交付対象事業から交付金を差し引いた額)の90%、交付金の対象外事業の75%となっています。
※一般財源は、構成市町村の負担金です。

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画

【 概 要 版 】

平成 20 年 3 月

平成 22 年 12 月改訂

平成 28 年 3 月改訂

厚木市・愛川町・清川村

厚木愛甲環境施設組合

目 次

1	はじめに	1
	(1) 改訂の背景	
	(2) 主な改訂内容	
2	計画の必要性、目的	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	人口・ごみ量等の予測	3
	(1) 人口の予測	
	(2) 総ごみ発生量と排出原単位	
	(3) 総資源化量	
	(4) 処理の状況	
6	ごみ処理の課題の整理と広域化	6
	(1) ごみ処理の課題	
	(2) ごみ処理広域化	
7	広域化の基本方針	8
	(1) ごみの発生抑制に係る方針	
	(2) リサイクルに係る方針	
	(3) 収集及び運搬に係る方針	
	(4) ごみ処理及び処分に係る方針	
	(5) 余熱利用に係る方針	
	(6) 施設整備に係る方針	
8	ごみの減量化及び資源化の目標	10
9	中間処理・最終処分に係る計画	10
	(1) 焼却対象ごみ	
	(2) 不燃ごみ・粗大ごみ	
	(3) 最終処分（資源化）	
	(4) 灰の資源化の手法について	
	(5) ごみ処理及び処分方法	
10	施設の種類及び処理方式	12
	(1) ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設）	
	(2) 粗大ごみ処理（破碎）施設	
11	施設の処理能力・規模	13
	(1) ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設）	
	(2) 粗大ごみ処理（破碎）施設	
12	広域処理開始時期、新たな施設の整備及び場所	14
13	過渡期の対応	14
14	新たな施設の整備により期待される効果	15
	(1) 環境負荷の低減	
	(2) 経費の削減	

1 はじめに

(1) 改訂の背景

厚木市、愛川町及び清川村の3市町村（以下「構成市町村」という。）と厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）は、平成20年3月に厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、ごみ処理広域化に向けて取組を進めてまいりましたが、近年における民間のごみの焼却技術及び焼却灰の資源化技術の進展等を踏まえ、厚木市に整備する中間処理施設（以下「新たな中間処理施設」という。）における処理方式及び排出される焼却残渣等の取扱い並びに最終処分場施設整備計画に変更が生じたため、広域化実施計画の内容を一部改訂するものです。

(2) 主な改訂内容

今回の改訂した主な内容は、次のとおりです。

○中間処理施設における処理方式の変更

近年におけるごみの焼却技術の進展等を踏まえながら検討を行った結果、中間処理施設における処理方式を変更いたします。

新たな中間処理施設は、環境負荷の低減、資源循環性及び経済性を踏まえ、焼却灰を熔融処理するための施設は設置せず、民間事業者の活用により焼却灰を資源化する方針といたします。

○焼却残渣等の取扱い並びに最終処分場施設整備計画の変更

近年における灰資源化技術の進展等を踏まえながら焼却残渣等の取扱い並びに最終処分場施設整備計画を変更いたします。

ごみ焼却施設から発生する焼却残渣等については、近年、資源化する技術が確立されていることから、埋立処分は行わず、循環型社会の構築の趣旨に基づき民間事業者の活用により全量資源化を目指すこととしたため、最終処分場施設の整備については、行わないことといたします。

2 計画の必要性、目的

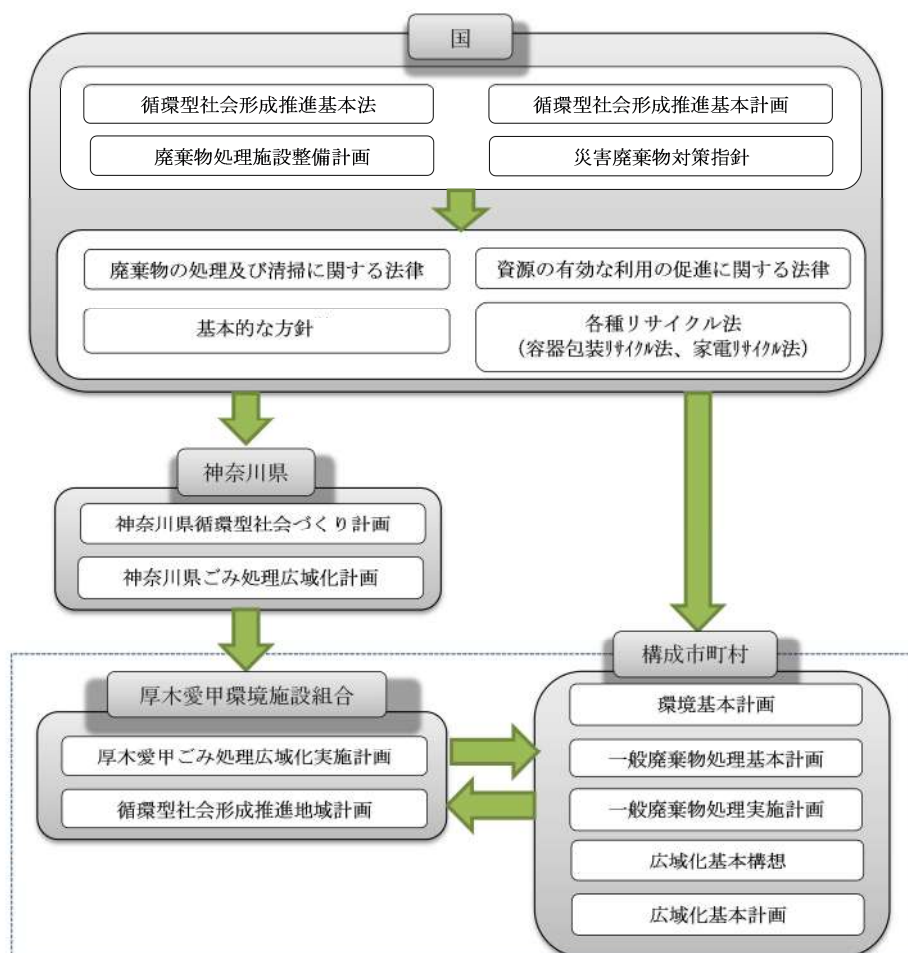
広域化基本計画に定めた施設整備の進捗状況及び構成市町村におけるごみの減量化・資源化への取組を踏まえ、ごみ処理広域化における構成市町村と組合の具体的な取組を明確にするため広域化実施計画を改訂するものです。

なお、広域化実施計画に基づき、厚木愛甲ブロックの一般廃棄物の適正処理・リサイクルシステムの一層の効率化を図ります。

3 計画の位置づけ

広域化実施計画は、図1に示すように、広域化計画に基づき構成市町村が共同で策定した広域化基本構想・広域化基本計画を更に具体化したものとなります。

図1 広域化実施計画の位置づけ



4 計画の期間

広域化実施計画の計画期間は、平成20年度を計画策定の初年度とし、平成42年度までとします。

なお、広域化実施計画は、国の制度改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合など、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについて、その達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえた上で、計画の見直しを行います。

5 人口・ごみ量等の予測

(1) 人口の予測

広域化実施計画においては、より実現性の高い将来人口予測とするために平成 17～25 年度の人口実績（神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」による）を基に各種推計式に基づいて、下表のように将来人口を設定しました。

表1 厚木愛甲ブロック人口の予測（単位：人）

年度 区分	H17	H22	H27	H32	H37	H42
厚木愛甲 ブロック	267,955	269,968	269,765	269,530	269,323	269,139

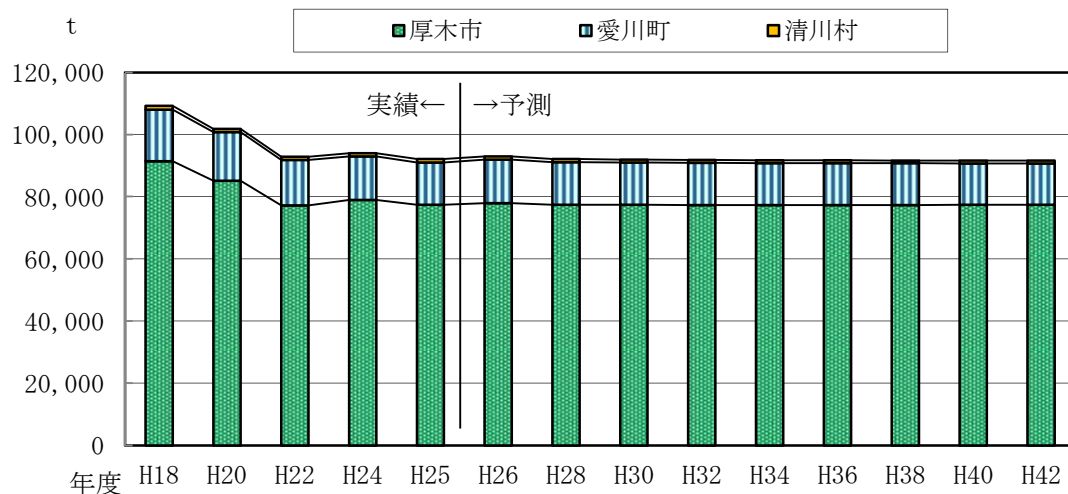
(2) 総ごみ発生量と排出原単位

厚木愛甲ブロックにおける、減量化目標を考慮した集団回収量を含む総ごみ発生量は、平成 25年度実績92,050tに対し、平成42年度では91,522t、0.6%の減少となります。

表2 総ごみ発生量の予測（単位：t）

年度 区分	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲 ブロック	109,249	101,889	92,791	93,882	92,050	92,891	92,067	91,896	91,734	91,683	91,641	91,599	91,562	91,522

図2 総ごみ発生量の予測

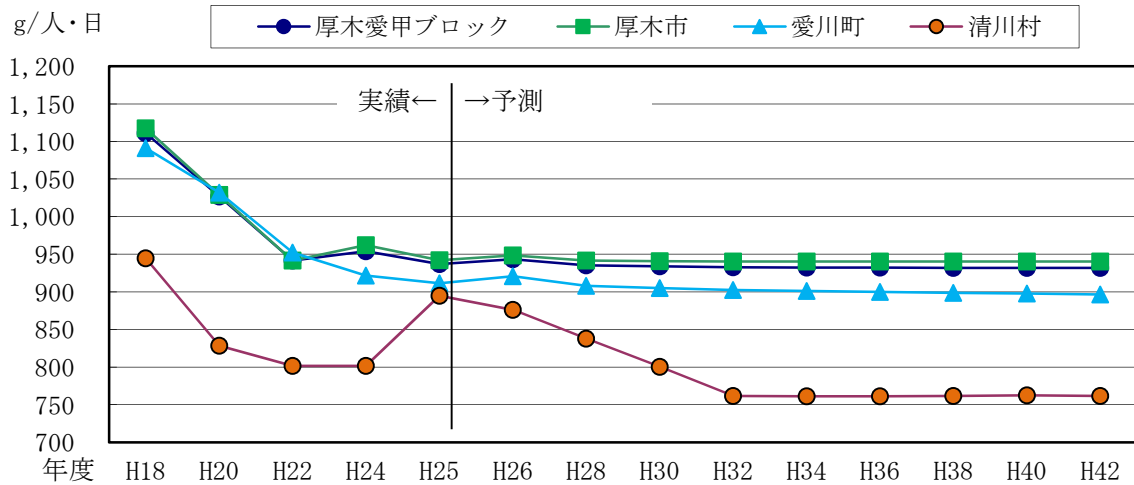


厚木愛甲ブロックにおける、集団回収量を含む排出原単位は、平成25年度実績936.8g/人・日に対し、平成42年度では931.7g/人・日、0.5%の減少となります。

表3 排出原単位の予測（単位：g/人・日）

年度 区分	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲 ブロック	1,111.1	1,026.8	941.7	953.9	936.8	943.2	935.2	933.8	932.5	932.2	932.1	931.9	931.8	931.7

図3 排出原単位の予測



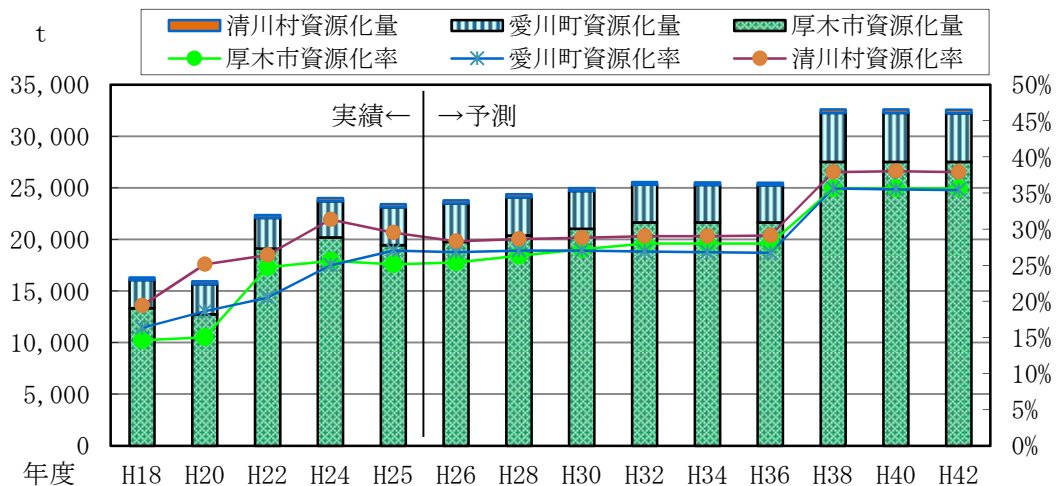
(3) 総資源化量

厚木愛甲ブロックにおける資源化率は、集団回収量を含めた総ごみ発生量に対し平成25年度で25.4%となります。平成37年度以降は、焼却残渣等を全量資源化するため、平成42年度の資源化率は35.6%となります。

表4 総資源化量の予測 (単位：t)

年度		H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
区分	総資源化量	16,295	15,931	22,357	23,995	23,420	23,777	24,364	24,958	25,554	25,526	25,503	32,608	32,586	32,563
	資源化率	14.9%	15.6%	24.1%	25.6%	25.4%	25.6%	26.5%	27.2%	27.9%	27.8%	27.8%	35.6%	35.6%	35.6%

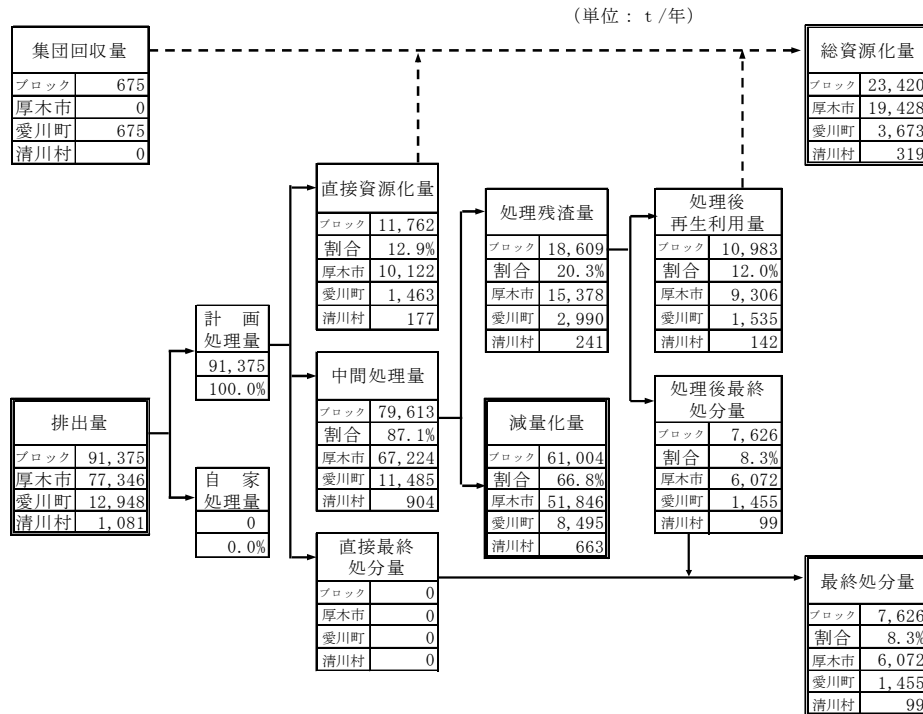
図4 総資源化量の予測



(4) 処理の状況

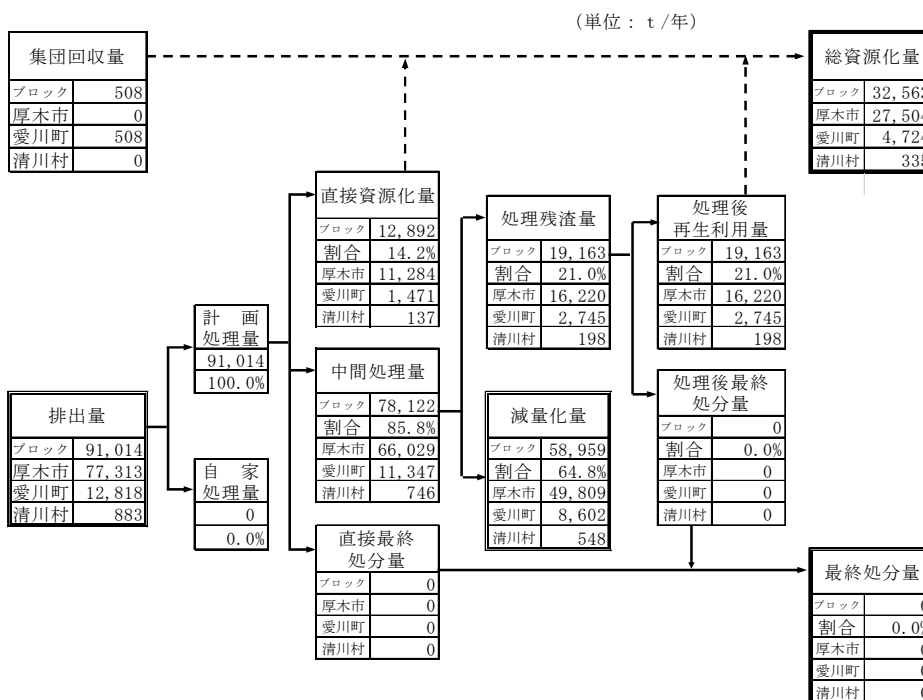
厚木愛甲ブロックの平成25年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図5のようになります。

図5 一般廃棄物処理状況フロー(平成25年度)



また、平成42年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図6のようになります。

図6 一般廃棄物処理状況フロー(平成42年度)



6 ごみ処理の課題の整理と広域化

(1) ごみ処理の課題

ア ごみ減量化・資源化の推進

厚木愛甲ブロックでは、ごみの発生量は平成 15 年をピークに減少傾向になっておりますが、平成 25 年度実績における排出原単位では 936.8 g/人・日であり、神奈川県の実績 906 g/人・日より高い状況にあり、ごみ処理経費の削減を図るためにも更なる発生抑制に取り組む必要があります。

また、資源化については、構成市町村において紙ごみの資源化施策を推進した結果、その成果として可燃ごみの減量化が進んでいますが、ごみ質調査結果の平均値では依然として可燃ごみの 52.0%を紙類が占めており、新たなごみ中間処理施設を適正な規模で整備するために、更に紙ごみの資源回収に取り組むとともに厨芥類や廃プラスチック、木・竹類などの新たな資源回収品目の設定を進める必要があります。

さらに、資源の回収を促進するために、資源ごみ集積所の見直しや収集回数について検討する必要があります。

イ 中間処理施設(ごみ焼却施設、粗大ごみ処理(破碎)施設)の更新

構成市町村の中間処理施設の状況をみると、厚木市環境センターは、稼働後 28 年を経過しています。

また、清川クリーンセンターは、平成 9 年 5 月にダイオキシン類の排出規制により稼働を休止し、さらに、愛川町美化プラントについては施設の老朽化に伴い平成 25 年 4 月から、ごみ処理を厚木市環境センターに委託しています。

このような状況を踏まえ、構成市町村ともに新たな施設整備の必要がありますが、整備に当たってはごみ処理広域化のスケールメリットを生かし、施設整備費の削減と国の交付金の確保を図る必要があります。

ウ 最終処分場施設の整備について

現在、構成市町村は、ともにごみ焼却施設から発生する焼却残渣等を処分する最終処分場を有していないことから、県外の民間処分場に埋立処分を委託しており、これまでの計画では、最終処分場を整備し、新たな中間処理施設から排出される溶融スラグ等を埋め立てる計画でありました。

しかしながら、近年、ごみ焼却施設から発生する焼却残渣等については、資源化する技術が確立されていることから、埋立処分は行わず、循環型社会の構築の趣旨に基づき民間事業者の活用により全量資源化を目指すこととしたため、最終処分場施設の整備については、行わないことといたします。

そのため、焼却残渣等の資源化に関わる民間事業者の運営状況については、今後常に把握する必要があります。

エ ごみ処理経費の削減

厚木愛甲ブロックにおけるごみ処理経費につきましては、ほぼ横ばいで推移をしていますが、更にごみの発生抑制を行い、ごみ処理広域化によるスケールメリットを生かした中間処理、資源化に係わる経費の削減を図る必要があります。

また、新たな中間処理施設の整備、灰資源化の民間委託には多額の経費を要することになりますが、構成市町村がごみの減量化、資源化を更に進めることにより、中間処理施設の規模の縮小を図るなど事業費の縮減に努める必要があります。

オ 分別収集品目の統一

現状における構成市町村間の分別収集品目には大きな相違が生じてはおりませんが、ごみ処理広域化を進めるに当たり、構成市町村間で不公平感のない効率の良いごみ処理を行うために分別収集品目の統一を進めることといたします。

カ 環境保全への対応

ダイオキシン類の発生抑制につきましては、これまでも構成市町村において最重要項目として実施してきましたが、新たな施設整備に当たってもダイオキシン類等の有害物質の排出をより一層抑制するために、周辺環境や地域住民の生活環境に配慮した最新技術の採用を積極的に検討してまいります。

また、新たな中間処理施設の稼働までは、厚木市環境センターにおいて広域処理を行ってまいります。これまでと同様に環境保全や安全性に対し、最大の努力をしてまいります。

(2) ごみ処理広域化

構成市町村は、このような共通の課題の解決に取り組むとともに、平成10年3月に神奈川県が策定した広域化計画に基づき、広域による一般廃棄物（ごみ）の共同処理に向け連携を図り、併せて組合とともに環境に配慮した適正な中間処理施設の整備を進めてまいります。

新たな施設稼働後の構成市町村と組合の役割分担は、構成市町村がごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの資源化及び住民の啓発活動を行い、組合は可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理と最終処分（資源化）を行います。

7 広域化の基本方針

(1) ごみの発生抑制に係る方針

環境負荷の少ない循環型社会を実現していくためには、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働してごみ問題に取り組んでいく必要があります。

共通の取組として、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、不用品の再使用（Reuse：リユース）、ごみの再生利用（Recycle：リサイクル）という「3R」を重点におき、組合及び構成市町村がより確実に衛生問題や環境問題を克服し、適正に一般廃棄物を処理する体制を確保するとともに、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処分に関する施策を充実・展開していきます。

このような循環型社会を構築するために、住民は、ごみの発生抑制から分別によるリサイクルまでを日常の取組として認識し、ごみの減量化に努めていただきます。

事業者は、排出者責任と拡大生産者責任の実践を強く認識し、事業活動に伴って生じたごみは自らの責任において適正に処理するとともに、取り扱う材料や製品などの処理方法まで見通した開発・販売に努めていただきます。

行政機関は、自らの事務・事業に伴って発生するごみの減量化・資源化に努めるとともに、住民や事業者が「3R」に取り組みやすい環境整備に努めるものとします。

(2) リサイクルに係る方針

構成市町村は、広域化基本計画で掲げたとおり、可燃ごみの中から「厨芥類」、「紙ごみ」の削減を引き続き推進していきますが、新たに「木・竹類」及び「廃プラスチック」の資源化に努めることとし、減量化・資源化の目標達成に努めます。

また、資源回収については、回収方法の見直しや資源回収所の増設などを行い、資源ごみの回収率を高めるとともに、新たに資源化の可能性のある品目についても積極的な取組を検討していきます。

さらに、新たな中間処理施設稼働後、組合は焼却残渣等の全量資源化に努めてまいります。

(3) 収集及び運搬に係る方針

収集及び運搬は、広域化基本計画で定めたとおり、今後も構成市町村で引き続き行うこととします。

(4) ごみ処理及び処分に係る方針

広域処理開始までのごみ処理及び処分については、引き続き現状の体制で実施しますが、広域処理開始後において、資源ごみの資源化については構成市町村ごとに行い、厚木市環境センターでは構成市町村から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び構成市町村の資源ごみの選別残渣の中間処理を行い、最終処分については新たな中間処理施設が稼働するまでは現状と同様に県外の民間最終処分場に委託処理いたします。

現在、最終処分場については、構成市町村とも搬入可能な施設を所有しておらず、県外の民間最終処分場に委託処理していることから、最終処分量の減量化に努めるものとします。

また、新たな中間処理施設稼働後においては、ごみの減量化、資源化に努めるとともに、焼却残渣等の全量資源化に努めてまいります。

(5) 余熱利用に係る方針

厚木市環境センターの余熱利用については、施設内及びふれあいプラザ（プール及び入浴施設）で引き続き利用してまいります。

新たな中間処理施設は、広域化基本計画で掲げたとおり、サーマルリサイクルの観点から積極的に余熱を回収して発電を行い、施設内で利用することを優先します。

なお、余剰の電力は、電力会社への販売など効率的な活用方法を検討していきます。

(6) 施設整備に係る方針

ア 中間処理施設

新たな中間処理施設は、環境負荷の低減、資源循環性及び経済性を踏まえ、焼却灰を熔融処理するための施設は設置せず、民間事業者の活用により焼却灰を資源化する方針といたします。

また、大規模災害が発生しても稼働停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難所としての機能を持たせるとともに、構成市町村の復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物一時保管場所の機能を備えた防災拠点となる施設といたします。

施設整備の基本方針は次のとおりです。

- ・環境にやさしい施設
- ・安全に配慮した施設
- ・安定稼働に優れた施設
- ・処理性能に優れた施設
- ・資源循環・エネルギー利用に優れた施設
- ・経済性に優れた施設
- ・周辺環境と調和する施設
- ・住民に愛される施設
- ・地域の防災拠点となる施設

イ 最終処分場

近年、ごみ焼却施設から発生する焼却残渣等については、資源化する技術が確立されていることから、埋立処分は行わず、循環型社会の構築の趣旨に基づき民間事業者の活用により全量資源化を目指すこととしたため、最終処分場施設の整備については、行わないことといたします。

8 ごみの減量化及び資源化の目標

構成市町村におけるごみの減量化及び資源化の目標は次のとおりです。

厚木市

減量化目標：平成32年度までに平成14年度比30%を削減

(家庭系ごみ、事業系ごみ)

資源化目標：平成32年度までに平成14年度比40%を資源化

(家庭系ごみ)

愛川町

減量化目標：平成22年度における原単位 952.3 g/人・日を基準として

平成29年度に、924.6 g/人・日以下 (約3%減)

平成34年度に、904.9 g/人・日以下 (約5%減)

資源化目標：平成22年度における資源化率20.5%を基準として

平成29年度に、26.5% (約6.0ポイント増)

平成34年度に、27.2% (約6.7ポイント増)

清川村

減量化目標：平成30年度までに平成10年度比16%を削減

資源化目標：平成30年度までにごみ排出量の40%を資源化

9 中間処理・最終処分に係る計画

(1) 焼却対象ごみ

平成25年度から厚木市環境センターにおいて共同処理を開始したごみは、構成市町村から発生する可燃ごみ、可燃性粗大ごみ（一部処理したものも含む）及び構成市町村で処理選別後に発生する可燃残渣並びに厚木市衛生プラントから発生するし尿残渣です。

新たな中間処理施設で処理するごみは、構成市町村から発生する可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び構成市町村で処理選別後に発生する可燃残渣並びに厚木市衛生プラントから発生するし尿残渣とします。

なお、産業廃棄物については、受入れしないこととします。

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ

構成市町村から発生する不燃ごみ及び粗大ごみ（一部処理したものを含む）は、平成25年度から厚木市環境センターにおいて一部共同処理を開始していますが、新たな中間処理施設である粗大ごみ処理（破碎）施設稼働後は当該施設において全てを処理する計画とします。

また、処理した後に発生する資源物は資源再生業者へ有価物として搬出し、残渣はごみ焼却施設で焼却することとします。

(3) 最終処分（資源化）

近年、ごみ焼却施設から発生する焼却残渣等については、資源化する技術が確立されていることから、循環型社会の構築の趣旨に基づき民間事業者の活用により全量資源化を目指すこととします。

(4) 灰の資源化の手法について

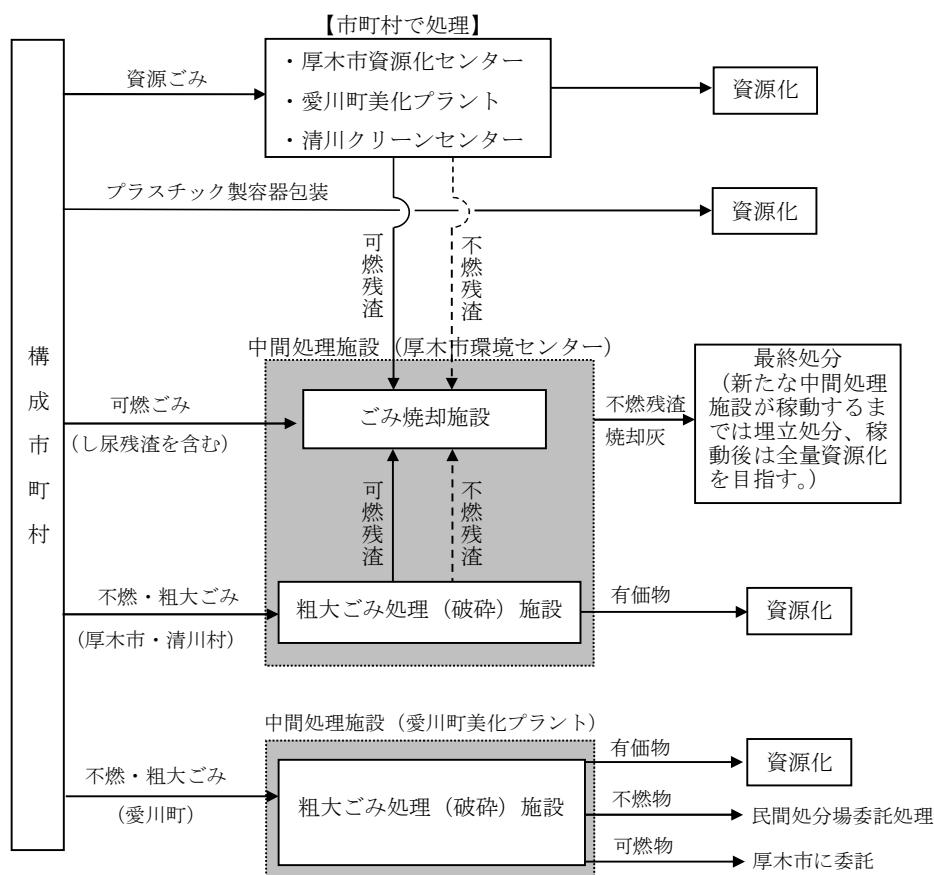
灰の資源化の手法については、普通ポルトランドセメント（JIS R5210）の原料として使う「セメント原料化」、エコセメント（JIS R5214）の原料として使う「エコセメント化」、人工砂を製造する「焼成」、スラグやメタルを製造する「溶融」などがあります。

なお、資源化に当たっては、災害や資源化事業者の倒産など不測の事態に対応できるよう、委託先の地域を分散させることや複数の資源化手法を用いることを検討いたします。

(5) ごみ処理及び処分方法

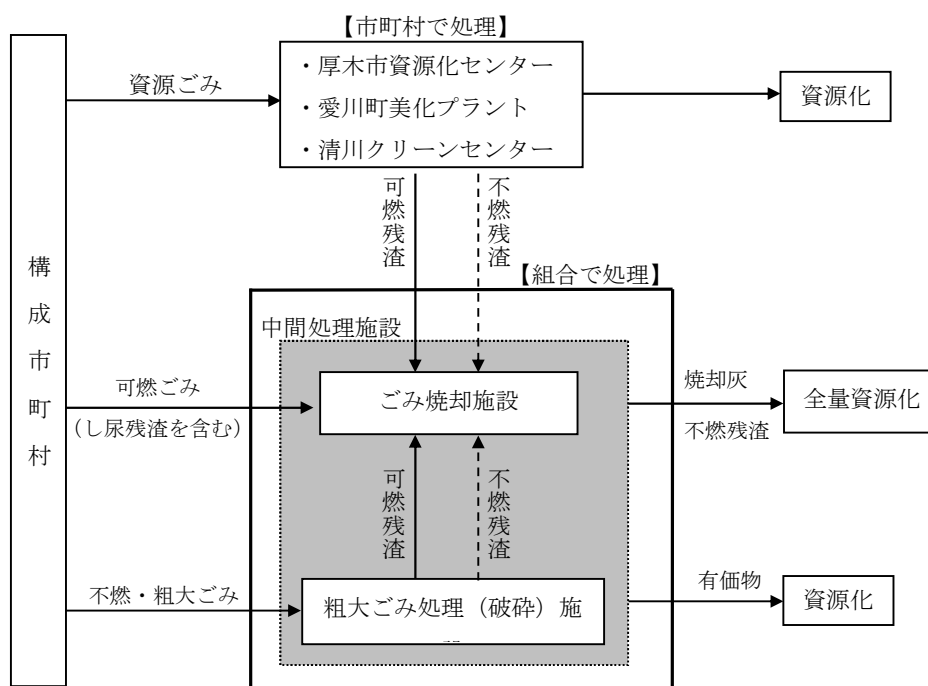
ア 現在のごみ処理及び処分方法

図7 現在のごみ処理及び処分方法（平成27年度）



イ 新たな中間処理施設稼働後のごみ処理及び処分方法

図8 新たな中間処理施設稼働後のごみ処理及び処分方法



10 施設の種類及び処理方式

(1) ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設）

新たな中間処理施設の整備を行うに当たっては、3.11東日本大震災の経験から国が示した、「廃棄物処理施設整備計画（H25.5）」、「災害廃棄物対策指針（H26.3）」に基づき、大規模災害が発生しても稼働停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難所としての機能を持たせるとともに、構成市町村の復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物一時保管場所の機能を備えた防災拠点となるような災害に強い施設を計画します。

また、一般廃棄物処理施設建設に当たっての国庫補助については、従来の補助金制度に代わり平成17年度から一般廃棄物の発生抑制・再資源を目指した3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的として、循環型社会形成推進交付金制度が創設されました。

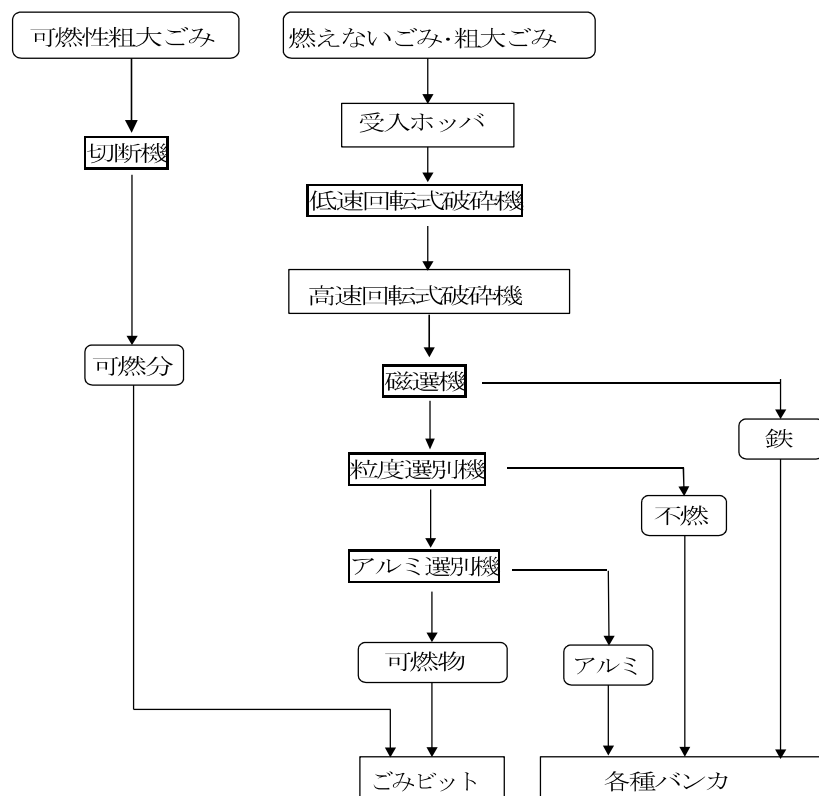
新たな中間処理施設は、循環型社会形成推進交付金制度の高効率ごみ発電施設として位置付けられており、発電効率が17%以上の施設が交付対象とされています。

一般廃棄物における高効率ごみ発電施設（焼却）の処理方式については、これまで熔融施設を設置する方向で検討を重ねてまいりましたが、平成25年度から学識経験者、行政機関の職員及び地元住民の代表等により構成する「ごみ中間処理施設整備検討委員会」を組織し、近年におけるごみの焼却技術及び灰資源化技術の進展等を踏まえながら処理技術の比較検討を行った結果、焼却方式は「ストーカ炉＋灰資源化方式」にすることといたしました。

(2) 粗大ごみ処理（破碎）施設

ごみ焼却施設で採用される方式によっては、粗大ごみ処理（破碎）施設の位置付けも変わる場合がありますので、ごみ焼却施設の採用方式に準じて総合的な観点から決定してまいります。

図9 粗大ごみ処理（破碎）施設概略フロー



11 施設の処理能力・規模

(1) ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設）

焼却対象量は、平成23年度以降減少傾向を示し、新たな中間処理施設稼働目標年度である平成37年度で66,448tを焼却対象量と見込みます。施設稼働目標年度から7年間の内で最大となるのは平成37年度の66,448tであり、これを新たなごみ焼却施設の規模を算定する基礎数値とします。

また、新たな中間処理施設の稼働開始から7年後の平成43年度の焼却対象量は66,396tと見込みます。

焼却対象量の推移から見込んだ数値を用いて算定したごみ焼却施設の規模は次のとおりです。

ごみ焼却施設規模：273t/日程度

なお、ごみ焼却施設の規模については、構成市町村の一般廃棄物処理基本計画に基づく実績値等を踏まえた上で、一般廃棄物の安定的な処理を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 粗大ごみ処理（破碎）施設

粗大ごみ処理対象量は、平成18年度以降減少傾向を示し、広域処理開始目標年度である平成37年度で3,791 tを見込みます。広域化処理開始目標年度から7年間の内で最大となるのは平成37年度の3,791 tであり、これを新たな粗大ごみ処理施設の規模を決定する基礎数値とします。

また、新たな中間処理施設の稼働開始から7年後の平成43年度の粗大ごみ処理対象量は3,781tと見込みます。

粗大ごみ処理対象量の推移から見込んだ数値を用いて算定した粗大ごみ処理施設の規模は次のとおりです。

粗大ごみ処理（破碎）施設規模：20t/日程度

なお、粗大ごみ処理施設の規模についても、ごみ焼却施設同様に、必要に応じて見直しを行います。

12 広域処理開始時期、新たな施設の整備及び場所

広域処理開始時期、新たな施設の整備時期及び場所は、次のとおりとします。

(1) 広域処理開始時期及び新たな施設の整備時期

新たな中間処理施設は、平成37年度の稼働開始を目標とし、これ以降本格的な広域化を開始します。

(2) 設置場所

新たな中間処理施設は、広域化基本計画で掲げたとおり、厚木市に配置するものとします。

13 過渡期の対応

厚木市のごみ処理施設については、稼働後28年が経過していることを踏まえ、早急に新たな施設への更新が必要ですが、新たな中間処理施設の稼働開始までは、現状の体制を継続し、厚木市環境センターを利用して構成市町村のごみを広域処理するものとします。

なお、厚木市環境センターについては、厚木市環境センター長寿命化計画に基づき、必要な設備改良を行います。

また、ごみの分別方法が構成市町村で異なることから、家庭系ごみの分別区分が最も細分化されている厚木市を参考に、愛川町、清川村の実情を踏まえ、平成36年度までに極力統一を図るものとします。

さらに、これと並行して、中間処理施設への搬入品目及び資源化品目の統一を図るものとしま

す。

14 新たな施設の整備により期待される効果

(1) 環境負荷の低減

既存施設である厚木市環境センターは、ダイオキシン類削減のための恒久対策を実施するなど、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに準拠した施設となっているため、排出基準は十分満足していますが、新たな中間処理施設の稼働により、最新のごみ処理技術によるダイオキシン類発生のさらなる防止等が図られ、環境への負荷が低減されるなど大きな効果が期待できます。

(2) 経費の削減

広域処理による効果として、施設建設時のスケールメリットを生かした経費の削減及び循環型社会形成推進交付金の活用が挙げられます。

広域処理を新たな中間処理施設により対応した場合と各市町村で対応した場合の概算費用の比較をした結果、広域処理により対応することで経費の削減が見込まれます。

厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設整備基本計画（案）
パブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 28 年 1 月 5 日（火曜日）から平成 28 年 2 月 5 日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 24 人
(2) 意見の件数 128 件

3 意見の反映状況

No.	反 映 区 分	件数（件）
1	計画に反映させたもの	2
2	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	1
3	今後の取組において参考にするもの	8
4	計画に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問・要望）	117
	合計	128

4 意見と組合の考え方

※ 組合の考え方については、現在検討中です。

検討後、組合ホームページ及び組合事務室並びにパブリック・コメント閲覧場所に指定した施設において公表いたします。

5 問い合わせ先

厚木愛甲環境施設組合事務局

〒243-0017

神奈川県 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所4階

電話：046-297-1153 ファックス：046-221-5322

電子メール : atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

ホームページ : <http://www.h7.dion.ne.jp/~atsuai-k>

厚木愛甲環境施設組合 厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改訂（案）
パブリック・コメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 28 年 1 月 5 日（火曜日）から平成 28 年 2 月 5 日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 5 人
(2) 意見の件数 16 件

3 意見の反映状況

No.	反 映 区 分	件数（件）
1	計画に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	0
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	計画に反映できないもの	4
5	その他（感想・質問・要望）	12
	合計	16

4 意見と組合の考え方

※ 組合の考え方については、現在検討中です。

検討後、組合ホームページ及び組合事務室並びにパブリック・コメント閲覧場所に指定した施設において公表いたします。

5 問い合わせ先

厚木愛甲環境施設組合事務局

〒243-0017

神奈川県 厚木市栄町 1-16-15 厚木商工会議所 4 階

電話：046-297-1153 ファックス：046-221-5322

電子メール : atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

ホームページ : <http://www.h7.dion.ne.jp/~atsuai-k>